

### 第 7 3 号議案

桶川市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(桶川市職員の給与に関する条例の一部改正)

#### 第 1 条 桶川市職員の給与に関する条例 (昭和 3 0 年桶川市条例第 9 号)

の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正前	改正後
(勤勉手当) 第17条の7 略 2 略 (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に <u>100分の95</u> を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に <u>100分の45</u> を乗じて得た額の総額	(勤勉手当) 第17条の7 略 2 略 (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に <u>100分の105</u> を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に <u>100分の50</u> を乗じて得た額の総額

#### 第 2 条 桶川市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第 1 を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

## 給 料 表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	150,100	198,500	234,400	266,000	290,700	319,200	362,900	408,100
	2	151,200	200,300	236,000	267,700	292,900	321,400	365,500	410,500
	3	152,400	202,100	237,500	269,200	295,000	323,700	367,900	413,000
	4	153,500	203,900	239,000	271,000	297,000	325,900	370,500	415,400
	5	154,600	205,400	240,300	272,700	298,800	328,100	372,400	417,300
	6	155,700	207,200	241,900	274,500	300,800	330,100	374,900	419,600
	7	156,800	209,000	243,400	276,300	302,600	332,300	377,200	421,700
	8	157,900	210,800	244,900	278,300	304,200	334,500	379,700	423,900
	9	158,900	212,400	246,000	280,200	306,100	336,400	382,100	425,900
	10	160,300	214,200	247,500	282,200	308,400	338,600	384,800	428,000
	11	161,600	216,000	249,000	284,100	310,600	340,600	387,400	430,100
	12	162,900	217,800	250,300	286,000	312,900	342,800	390,100	432,200
	13	164,100	219,200	251,800	287,900	315,000	344,600	392,500	433,900
	14	165,600	221,000	253,000	289,700	317,100	346,600	394,800	435,700
	15	167,100	222,700	254,300	291,200	319,300	348,600	397,000	437,700
	16	168,700	224,500	255,500	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700
	17	169,800	226,100	256,800	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600
	18	171,200	227,800	258,200	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400
	19	172,600	229,400	259,600	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200
	20	174,000	230,900	261,100	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900
	21	175,300	232,200	262,700	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700
	22	177,800	233,800	264,400	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200
	23	180,300	235,400	266,000	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600
	24	182,800	236,900	267,600	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100
	25	185,200	237,900	269,400	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500
	26	186,900	239,400	271,200	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800
	27	188,500	240,700	272,900	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100
	28	190,200	241,900	274,600	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300
	29	191,700	243,100	276,200	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300
	30	193,400	244,100	277,900	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000
	31	195,200	245,100	279,700	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800
	32	196,900	246,100	281,200	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500
	33	198,500	247,200	282,400	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200
	34	199,900	248,100	284,100	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000
	35	201,400	249,000	285,700	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700
	36	202,900	250,000	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300
	37	204,200	250,900	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800
	38	205,500	252,200	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400
	39	206,700	253,400	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000
	40	208,000	254,700	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600
	41	209,300	256,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100
	42	210,600	257,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600
43	211,900	258,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000	

44	213,200	259,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300
45	214,300	260,900	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200	468,600
46	215,600	262,100	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000	
47	216,900	263,400	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400	
48	218,200	264,500	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100	
49	219,200	265,600	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600	
50	220,300	266,600	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000	
51	221,300	267,800	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400	
52	222,300	268,900	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800	
53	223,300	269,900	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200	
54	224,200	270,900	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600	
55	225,100	272,000	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000	
56	226,000	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300	
57	226,300	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600	
58	227,100	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000	
59	227,800	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300	
60	228,500	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600	
61	229,200	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900	
62	230,000	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100		
63	230,700	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400		
64	231,300	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700		
65	231,900	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000		
66	232,500	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300		
67	233,100	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600		
68	233,800	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900		
69	234,500	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100		
70	235,100	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400		
71	235,600	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700		
72	236,300	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000		
73	237,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200		
74	237,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500		
75	238,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800		
76	238,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000		
77	239,300	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200		
78	240,000	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500		
79	240,700	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800		
80	241,200	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000		
81	241,700	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200		
82	242,300	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500		
83	242,900	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800		
84	243,400	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000		
85	243,900	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200		
86	244,500	292,400	339,500	378,200	391,300	410,900		
87	245,100	292,700	340,000	378,600	391,600	411,600		
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800	412,300		
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000	412,800		
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300	413,500		
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600	414,200		
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800	414,900		

93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000	415,400		
94		294,900	342,600	381,600	393,700	416,100		
95		295,200	343,100	382,200	394,400	416,800		
96		295,600	343,500	382,800	395,100	417,500		
97		295,800	343,700	383,500	395,600	418,000		
98		296,100	344,100	384,100	396,300	418,700		
99		296,500	344,500	384,700	397,000	419,400		
100		296,900	344,800	385,300	397,700	420,100		
101		297,100	345,100	386,000	398,200	420,600		
102		297,400	345,500	386,600	398,900			
103		297,800	345,900	387,200	399,600			
104		298,100	346,300	387,800	400,300			
105		298,300	346,800	388,500	400,800			
106		298,600	347,200	389,100				
107		299,000	347,600	389,700				
108		299,300	348,000	390,300				
109		299,500	348,500	391,000				
110		299,900	348,900	391,600				
111		300,300	349,200	392,200				
112		300,600	349,500	392,800				
113		300,800	350,000	393,500				
114		301,000	350,400	394,100				
115		301,300	350,800	394,700				
116		301,700	351,200	395,300				
117		301,900	351,700	396,000				
118		302,100	352,100					
119		302,400	352,500					
120		302,700	352,900					
121		303,100	353,400					
122		303,300	353,800					
123		303,600	354,200					
124		303,900	354,600					
125		304,200	355,100					
再任用職員	187,700	215,200	247,600	262,800	286,100	303,900	309,100	352,200

**第 3 条** 桶川市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正前	改正後
<p>(勤勉手当)</p> <p>第17条の7 略</p> <p>2 略</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に <u>100分の105</u> を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に <u>100分の50</u> を乗じて得た額の総額</p>	<p>(勤勉手当)</p> <p>第17条の7 略</p> <p>2 略</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に <u>100分の100</u> を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に <u>100分の47.5</u> を乗じて得た額の総額</p>

(桶川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

**第 4 条** 桶川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成26年桶川市条例第4号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正前	改正後												
<p>(特定任期付職員の給与に関する特例)</p> <p>第7条 略</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">号給</th> <th style="text-align: center;">給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: right;"><u>373,500円</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: right;"><u>421,000円</u></td> </tr> </tbody> </table>	号給	給料月額	1	<u>373,500円</u>	2	<u>421,000円</u>	<p>(特定任期付職員の給与に関する特例)</p> <p>第7条 略</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">号給</th> <th style="text-align: center;">給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: right;"><u>376,000円</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: right;"><u>422,000円</u></td> </tr> </tbody> </table>	号給	給料月額	1	<u>376,000円</u>	2	<u>422,000円</u>
号給	給料月額												
1	<u>373,500円</u>												
2	<u>421,000円</u>												
号給	給料月額												
1	<u>376,000円</u>												
2	<u>422,000円</u>												

(桶川市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

**第5条** 桶川市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和2年桶川市条例第5号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正前	改正後
<p>(フルタイム会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第13条 任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員の期末手当については、給与条例第17条の4から第17条の6までの規定を準用する。</p>	<p>(フルタイム会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第13条 任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員の期末手当については、給与条例第17条の4から第17条の6までの規定を準用する。<u>この場合において、給与条例第17条の4第2項中「100分の120」とあるのは、「100分の130」と読み替えるものとする。</u></p>
<p>(パートタイム会計年度任用職員に対する期末手当)</p> <p>第21条 給与条例第17条の4第1項から第4項までの規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員(1週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として市長が規則で定める者を除く。)について準用する。この場合において、<u>給与条例第17条の4第4項</u>中「それぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれの基準日(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日)以前6月以内の在職期間における報酬の1月<u>あたり</u>の平均額」とする。</p>	<p>(パートタイム会計年度任用職員に対する期末手当)</p> <p>第21条 給与条例第17条の4第1項から第4項までの規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員(1週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として市長が規則で定める者を除く。)について準用する。この場合において、<u>同条第2項中「100分の120」とあるのは「100分の130」と、同条第4項中「それぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれの基準日(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日)以前6月以内の在職期間における報酬の1月<u>当たり</u>の平均額」と読み替え</u></p>

るものとする。

**第6条** 桶川市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正前	改正後
(フルタイム会計年度任用職員の期末手当) 第13条 任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員の期末手当については、給与条例第17条の4から第17条の6までの規定を準用する。この場合において、給与条例第17条の4第2項中「100分の120」とあるのは、「 <u>100分の130</u> 」と読み替えるものとする。 (パートタイム会計年度任用職員に対する期末手当) 第21条 給与条例第17条の4第1項から第4項までの規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員(1週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として市長が規則で定める者を除く。)について準用する。この場合において、同条第2項中「100分の120」とあるのは「 <u>100分の130</u> 」と、同条第4項中「それぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれの基準日(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡	(フルタイム会計年度任用職員の期末手当) 第13条 任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員の期末手当については、給与条例第17条の4から第17条の6までの規定を準用する。この場合において、給与条例第17条の4第2項中「100分の120」とあるのは、「 <u>100分の125</u> 」と読み替えるものとする。 (パートタイム会計年度任用職員に対する期末手当) 第21条 給与条例第17条の4第1項から第4項までの規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員(1週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として市長が規則で定める者を除く。)について準用する。この場合において、同条第2項中「100分の120」とあるのは「 <u>100分の125</u> 」と、同条第4項中「それぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれの基準日(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡

した日)以前6月以内の在職期間における報酬の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

した日)以前6月以内の在職期間における報酬の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

## 附 則

### (施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3条及び第6条の規定は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 第2条の規定による改正後の桶川市職員の給与に関する条例（以下「改正後給与条例」という。）及び第4条の規定による改正後の桶川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「改正後任期付条例」という。）の規定は、令和4年4月1日から適用する。

### (給与の内払)

- 3 改正後給与条例又は改正後任期付条例の規定を適用する場合においては、第2条の規定による改正前の桶川市職員の給与に関する条例又は第4条の規定による改正前の桶川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後給与条例又は改正後任期付条例の規定による給与の内払とみなす。

令和4年11月29日提出

桶川市長 小野克典

### 提 案 理 由

人事院勧告等に準じて、職員の給料、期末手当及び勤勉手当を改定したので、この案を提出するものである。